

7 建第 595 号
令和 7 年 9 月 16 日

(公社) 愛媛県宅地者取引業協会会長 様
(公社) 全日本不動産協会愛媛県本部長 様

愛媛県土木部道路都市局建築住宅課長

宅地建物取引業における部落差別等の発生防止に向けた
周知・啓発について（依頼）

平素より、本県の宅地建物取引業行政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県においては、「人権尊重の社会づくり条例」や「人権施策推進基本方針」に基づき、国、市町、関係団体等と連携しながら、同和問題の解決をはじめ、すべての県民の人権が尊重される社会づくりに取り組んでおり、また、貴団体におかれましても、不動産業に従事する者に対する講習等を通じて、人権に関する教育・啓発活動の推進に取り組んでいただいているところですが、今般、大阪府において、府外事業者が府内の土地及びその周辺地域に、同和地区があるかないかの土地調査等を行う事例が相次いで発生したことを受け、大阪府から各都道府県に対して、同行為を規制する条例の周知・啓発について、別添のとおり依頼がありました。

つきましては、同和地区をめぐる人権問題に対するより一層の意識の向上を図っていただくため、貴団体加盟業者に対して同条例の内容を周知いただくとともに部落差別等の発生防止に向けて啓発いただきますようお願いいたします。

〒790-0004

愛媛県松山市大街道3丁目1-1

いよてつ会館ビル5F

愛媛県土木部道路都市局建築住宅課
宅地建物指導係

TEL 089-912-2758

FAX 089-941-0326